

[事案 2020-125] 解約取消請求

・令和2年12月15日 裁定終了

<事案の概要>

他の書類と誤解して解約請求書に署名押印したことを理由に、解約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成12年10月に契約した医療保険について、平成22年3月に解約したが、以下の理由により解約を取り消してほしい。

- (1) 保険会社は、自分に何の連絡もなく、子に対して解約請求書を送付した。
- (2) 子から解約請求書の署名押印を求められたため、書面の内容を確認せず、他の金融機関に提出する書類と誤解して署名押印した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 解約請求書を申立人の子に送付したことはなく、申立人を宛名として、契約の登録通信先住所に郵送している。
- (2) 申立人は、解約請求書に自ら署名押印を行い、印鑑登録証明書を添付している。本解約請求は、申立人の意思にもとづき行われたものである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、主張の内容を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社の不適切な対応により、申立人が他の金融機関に提出する書類と誤信したと認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。